

# 18歳から「大人」

## 契約トラブルにご注意を

消費生活センター/1階 ☎(3389)1191 FAX(3389)1199

4月から、成年年齢が18歳になります。成人を迎えると、親権者の同意を得ずに契約できるようになるため、悪質商法の被害に遭わないように注意しましょう。

困った時は、消費生活センターに相談を。

### 消費者被害特別相談 「若者のトラブル110番」

SNSを通じた契約トラブルなどについて、消費生活専門相談員に電話で相談できます。

**対象** 区内在住・在勤・在学の方  
**日時** 3月14日(月)・15日(火)  
 午前9時30分～午後4時

### 若者の事例 ①

脱毛サロンで「40万円支払えば永久に脱毛の施術が受けられる」と言われ契約した。肌に痛みが出たため解約を申し出たら、施術代と違約金で計10万円を請求された。契約書には、「6回目以降の施術は無償」との記載があった。

**☎** 長期間の契約は、解約時も想定して慎重に。契約書面で有償の期間・回数・単価を確認しましょう。

### 若者の事例 ②

大学構内で男性に声を掛けられ、アンケートに回答。「謝礼を振り込むために必要」と言われ銀行の口座番号や暗証番号を教え、運転免許証の撮影にも応じた。後日男性に連絡したら消費者金融につながり、30万円の借金がされていた。

**☎** 見ず知らずの相手に重要な個人情報を渡さないでください。

どう変わる?

**18歳で  
できること  
できないこと**

#### 18歳でできること

- 親の同意なしでの契約  
例: クレジットカードの作成、アパートを借りる、ローンを組んで車を買う
- 結婚(女性も18歳からに引き上げ)
- 国家資格の取得  
例: 公認会計士、司法書士、薬剤師 など



#### できないこと

- 飲酒や喫煙
  - 競馬や競輪などの投票券の購入 など
- ☆今までどおり20歳から



### 催しの開催状況は事前に確認を

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントなどの開催が中止や延期になる場合があります。参加を予定している方は、事前に区HPで確認するか、各催しの担当へ電話などで確認を。

### 催しに参加する際は感染症の予防対策を

催しなどに参加する際は、マスクの着用やせきエチケットに協力を。発熱などの症状がある場合は参加を控えてください。



2月1日現在。( )内は前月比

住民基本台帳	世帯数	人口(人)			
		男	女	小計	合計
日本人	195,002※(187減)	158,975(142減)	157,029(112減)	316,004(254減)	331,702(315減)
外国人	10,806(66減)	8,055(27減)	7,643(34減)	15,698(61減)	

※日本人と外国人の混合世帯1,998を含む

次号予告

ママたちの防災



なかの区報二次元コード

区内各家庭の郵便受けなどに配布しています  
 情報活用後は、資源として古紙の集団回収へ